

杉並区立中央図書館カフェの使用条件**※ カフェの運営**

中央図書館では、1階にカフェを設置しています。カフェの運営については、サービス業務の受託事業者の直営または、カフェの運営に実績のある団体との共同事業体により行ってください。なお本件は、杉並区教育財産管理規則第16条3号に基づき、教育財産の使用を許可するものです。

カフェの運営については本公募の評価対象に含まれるため、運営内容等について様式8「カフェ出店計画書」によって企画提案を行ってください。

1) 運営実施場所

杉並区立中央図書館1階部分の以下を総称して「カフェ」とする。

(1) 面積

155.15 m² (カフェコーナー141.1 m²、厨房 14.05 m²)

(2) 席数

カフェコーナー30席程度

※カフェコーナーへの飲食物の持込みは、別途指定する席(8席程度)を除き禁止とする。その他、来館者の持込む飲食物も含め、施設内で飲食を可能とする場所は以下の通り。

①屋外のテラス等：60席程度(飲食可)

②地域資料・参考図書コーナーを除く各フロアの閲覧席：400席程度(飲料のみ可)

(3) 開設期間

カフェの開設期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。
なお、教育財産の使用許可については1年ごとの更新とする。

(4) 使用できる設備

- ①主電源設備
- ②厨房用換気設備
- ③ガス設備
- ④上下水道
- ⑤弱電用空配管

2) カフェ運営に関する条件**(1) 営業日**

原則として中央図書館の開館日と同じ日とする。なお、図書館から開館日変更の事前連絡があった場合は協力すること。

(2) 営業可能時間

原則として中央図書館の開館時間内(平日・土曜日/午前9時～午後8時 日曜・祝日/午前9時～午後5時)とする。ただし、開店準備は午前8時30分以

降を開始し、図書館閉館後 15 分以内に従業員の退館を完了させることが可能な営業時間を設定すること。

営業日及び営業時間を臨時に変更する場合は、事前に中央図書館と協議を行うこと。

(3) 施設の使用許可

厨房について杉並区教育財産管理規則第 16 条 3 号（平成 29 年 3 月 17 日）に基づき行政財産の使用を許可するものとする。

(4) 用途

カフェの運営（飲料、軽食等の提供）

(5) 使用許可期間

前述する開設期間に準ずる。なお開店準備や閉店に伴う原状復帰に要する期間を含むものとする。

(6) 施設の使用料

厨房のみ対象とする。

杉並区行政財産使用料条例第 2 条第 2 項別表第一

月額およそ 21,000 円程度（改定の可能性あり）

(7) 光熱水費

厨房については、電気・水道は子メーター、ガスは個別メーターを設置し、月ごとの実績に応じて徴収する。厨房以外は区の負担とする。

(8) カフェコーナーの利用形態

カフェコーナー（141.1 m²）については、別途指定する席（8 席程度）を除き、運営者が提供する飲食物の購入者のみを対象とする。

(9) カフェコーナーの管理方法

カフェコーナーにおいては、軽微な清掃・修理、利用者の要望への対応、トラブル防止等の管理業務は運営者が行うこと。

(10) 提供メニュー及び価格等

以下に留意し出店計画書を作成すること。

①厨房を使用するメニューの提供においては、喫茶・軽食の範囲を逸脱しないものとする。

②カフェ以外の館内施設に影響を与えるような、調理時や料理そのものの匂いが強いメニューは原則不可とする。

③利用者のニーズに合った品揃えで、かつ利用しやすい価格設定を行うこと。

④軽食類（弁当、おにぎり、パン、菓子・デザート等）の販売は、これを妨げない。

(11) 営業許可の申請

食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁への申請・届出等については、すべて運営者の責任において行うこと。

(12) 衛生管理

運営者は、食品衛生法及び関係法令を遵守し、カフェにおける衛生管理に十分注意を払い、食品衛生上の問題が発生した場合は、直ちに区に報告のうえ、すべて運営者の責任において対処すること。